

# 消防庁関係資料

1. 消防の広域化のための連携・協力の推進	1
2. 効果的・効率的な水難救助活動	3
3. 救急安心センター事業（#7119）の全国展開	5
4. 地方公共団体の災害対応能力の強化	9
5. 消防団を中核とした地域防災力の充実強化	13
6. 災害対応に資する衛星通信システムの整備推進	24
7. 消防指令システムの高度化等に向けた検討	27
8. 海外への中古消防車両の寄贈	29
9. 避難実施要領のパターン作成の促進	31

令和 5 年 1 月

# 1. 消防の広域化のための連携・協力の推進

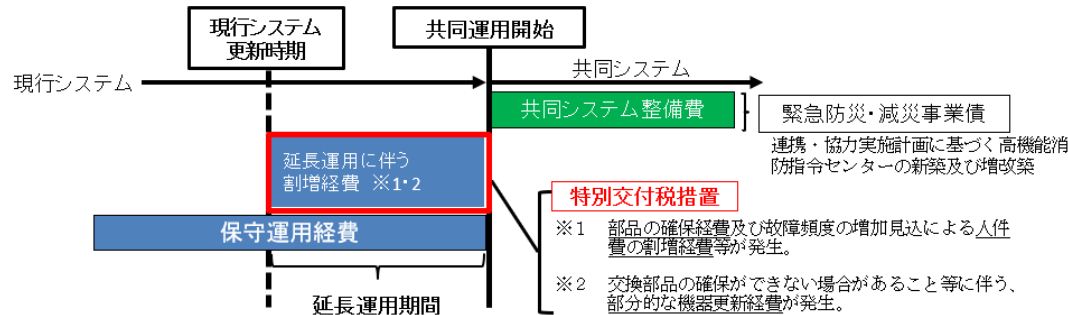


## 【施策の概要】【地方財政措置】

- 消防庁では、消防の広域化を推進しており、広域化により行財政上の様々なスケールメリットを実現し、消防体制を強化することが極めて有効であるとす一方、直ちに広域化を進めることが困難な地域においても必要となる消防力を確保・充実していくため、消防事務の性質に応じて事務の一部について「連携・協力※」を推進している。
- ※連携・協力は、地方自治法の連携協約、協議会等の手法により、消防指令センターの共同運用や消防用車両等の共同整備を行うもの。
- **令和5年度から、広域化を前提とした消防指令センターの共同運用に関して下記の特別交付税措置を講じる予定。**

### <広域化を前提とした消防指令センターの共同運用>

- 消防指令センターの共同運用は、整備費の削減、現場要員の充実等を図ることが出来ることに加え、災害情報を一元的に把握し、効率的な応援態勢が確立されるなどの効果が見込まれる。
- このため、連携・協力実施計画に基づく高機能消防指令センターの整備について、緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税措置率70%、令和7年度までの時限措置)の対象としている。
- **令和5年度からは、広域化を前提として指令の共同運用に参画する消防本部が、共同運用に参画するために当該消防本部の現行システムの更新時期を延長して運用する場合において、これに伴い生じた通常の保守経費を上回る割増経費(やむを得ない場合の機器更新費用を含む。)に対し、特別交付税措置(措置率:0.5)を講じる予定※。**
- ※都道府県が策定する「広域化推進計画」において、連携・協力対象市町村として、財政支援の対象となる市町村が定められていること等が要件



【その他の主な財政措置】  
特別交付税措置(都道府県): 消防指令センターの共同運用に取り組む市町村に対する支援(補助金、交付金等の交付)に要する経費

### <消防用車両等の整備>

- 消防用車両等の共同整備は、車両の整備費や維持管理費の効率化や、より高度な車両の配置による災害対応能力の向上等の効果が見込まれる。
- このため、連携・協力実施計画に基づく消防用車両等の整備について、緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税措置率70%、令和7年度までの時限措置)の対象としている。



はしご自動車



化学消防車

## 【留意事項(助言内容)】

- 今般の地方財政措置を踏まえ、消防の広域化を前提とした連携・協力の取組について、より積極的な検討を行っていただきたい。
- 特に、指令システムの更新時期が集中する令和6~8年度は、共同運用を実現するまたとない好機であり、消防本部においては実現に向けた検討に、都道府県においては消防本部に対する上記財政措置等の情報提供や関係市町村間の必要な調整などに、一層積極的に取り組んでいただきたい。
- なお、延長運用に伴う割増経費に対する特別交付税措置の具体的な対象・要件等については、令和4年度中に通知等により示す予定。

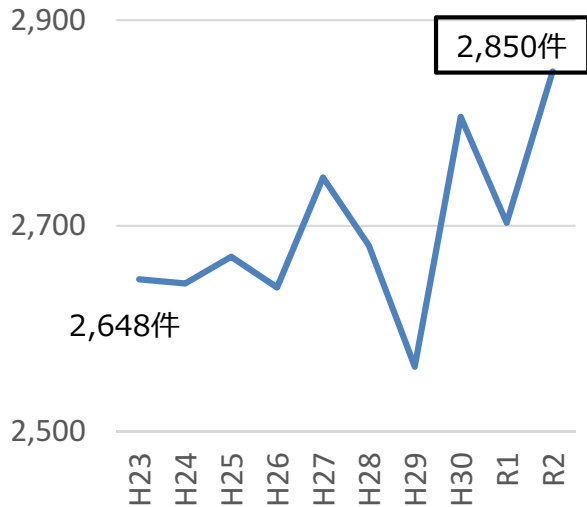
## 2. 効果的・効率的な水難救助活動



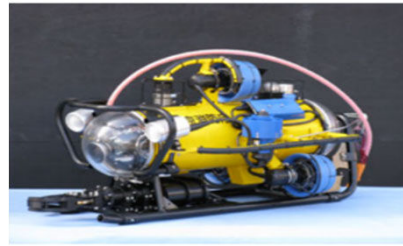
## 【施策の概要】【地方財政措置】

- 水難事故(湖沼・河川・沿岸部)での救助活動件数が、直近10年間で増加傾向にある。
- その対応のため、搜索範囲が広範囲にわたり波や潮位の影響を受けやすい沿岸部や河口部、一定規模以上の広さを有する湖沼等における水難救助活動を効果的・効果的に行う必要がある。
- それらの地域においては、遠隔操作が可能な水中ドローンの活用が有効である。
- このため、消防本部が水中ドローンを整備する費用について、令和5年度から新たに緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税措置率70%。令和7年度までの時限措置)の対象とすることにより、取組を推進していく。

### 【水難救助活動件数の推移】



### 【水中ドローンの機能】

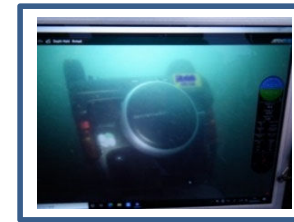


<標準的な機能>  
遠隔操作、動画撮影、撮影動画の地上のリアルタイム共有 など

<必要に応じて付加できる機能>  
音波探査、位置情報の把握、物件の収集・搬送 など

### 【水中ドローンを活用した水難救助活動の手順(イメージ)】

②地上における水中動画の共有



・活動時間の短縮  
・救助隊員等の負担軽減

③水中における活動場所等の特定



①水中ドローンを活用した水中動画の撮影



④水難救助活動の実施

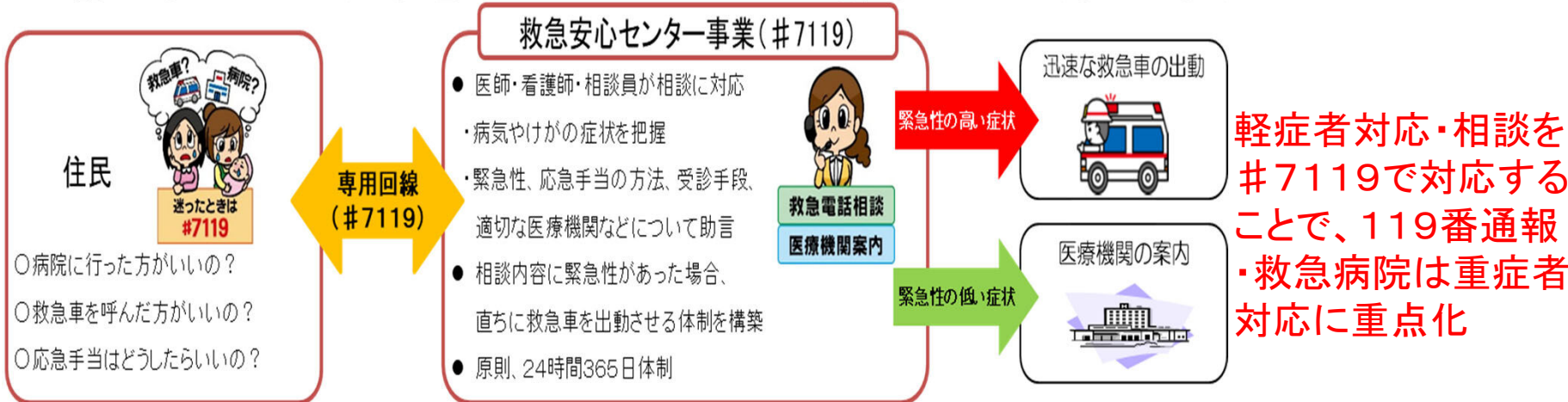
### 【留意事項(助言内容、スケジュール等)】

- 消防庁において、令和4年度内に緊急防災・減災事業債の対象となる水中ドローンが備えるべき機能等を示す通知を発出する予定であり、当該通知も参考に、水中ドローンの配備を進めていただきたい。

### 3. 救急安心センター事業（#7119）の全国展開

## #7119 (シャープ・ないちいちきゅう) とは

- 住民が急な病気やけがをしたときの相談窓口として、専門家から電話でアドバイスを受けることができる仕組み
- 電話相談窓口では、相談を通じて病気やけがの症状を把握した上で、救急相談、適切な医療機関の案内を実施



軽症者対応・相談を #7119 で対応することで、119番通報・救急病院は重症者対応に重点化

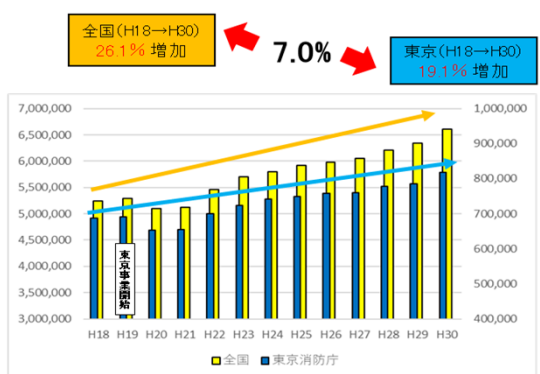
## #7119の主な事業効果

- 救急出動件数の抑制
- 救急出動における軽症者件数の抑制
- 救急病院における時間外受付け者数の抑制

## 住民の安全安心の最後の砦である「救急」の機能確保

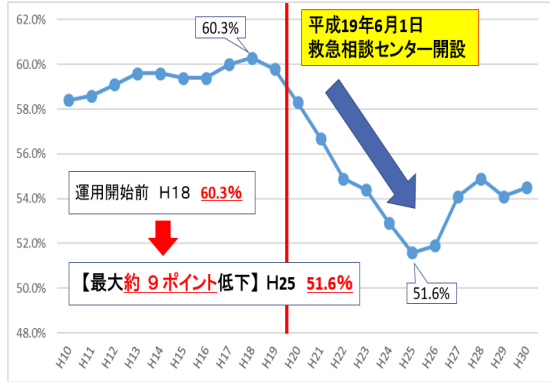
- ☆ 救急需要増加時であっても緊急性の高い重症者をより迅速に搬送
- ☆ 119番通報の逼迫を回避 (緊急性の高い救急・火事対応を確保)
- ☆ 貴重な医療資源である地域の救急病院のひっ迫を回避
- ☆ 医療機関休診時 (平日夜間・休日) の医療相談ニーズの受皿の役割

救急出動件数の抑制効果

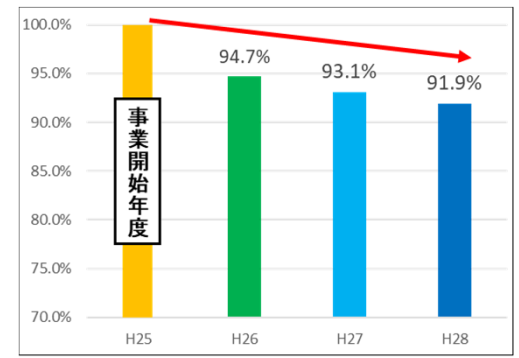


(救急・救助の現況より作成)

軽症率の推移



(東京消防庁統計資料より作成)



札幌市A病院における時間外受付け者数の変化

## 新型コロナ感染症対応の教訓を踏まえた救急ひっ迫回避対策(＃7119)の重要性

### 【新型コロナの感染拡大時(特に第7波)】

多くの地域で救急需要が急増し、軽症者も含めた通報の集中により119番通報がつながりにくい時間帯の発生、救急病院(入院・外来)のひっ迫等が発生

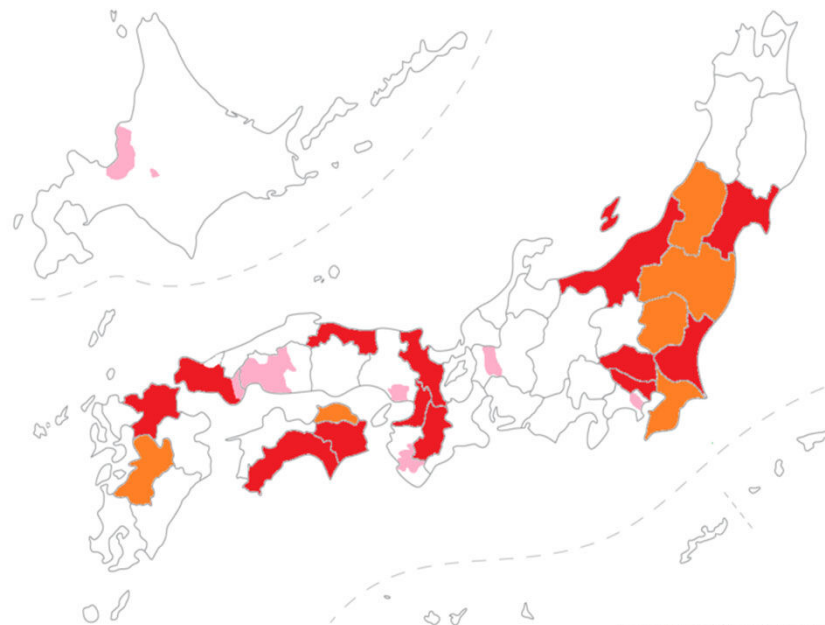
新型コロナ再拡大や新たな感染症発生時、高齢化による救急需要のさらなる増加、医師等の働き方改革のスタート(2024年度)等を踏まえ、各地域の救急ひっ迫回避対策は、都道府県・市町村一丸となった取組みが急務

「＃7119」は、救急逼迫回避について住民の方々にご協力をいただく上で、分かりやすく、安心いただくことができる事業

### ＃7119の現状と課題

- ・ 現在(2022年8月)、全国13都府県が県内全域実施、6道県が県内一部地域実施。(この他に6県が類似番号で実施)
  - ※ 人口カバー率:47.5%(5,997万人)
- ・ 県内全域での導入に向けては道県のリーダーシップが不可欠
- ・ 広く住民の方々に＃7119を理解、活用いただく上でも広報活動が重要。全国的に＃7119を導入いただくことで、政府としてもより積極的な広報による支援が可能

※ 各都道府県の消防防災主管部局・衛生主管部局には、それぞれ消防庁・厚生労働省から早期の導入に向けた検討を要請する通知等を発出済(令和4年10月・11月)



○ **＃7119未導入県・一部地域導入道県には、県内市町村等と連携し、＃7119の県内全域への早期導入の検討をお願いいたします。**



# (#7119事業のご参考情報)

## (1) 事業の実施主体

- ・ 実施例は「**県が実施**」、「**県と市町村の共同実施**」、「**市町村が実施**」の3パターンあるが、**県内全域導入を進める観点から県の積極的なリーダーシップ・関与をお願いします**
- ・ 県の所管は、衛生主管部局、消防防災主管部局の例あり

## (2) #7119の事業要件

- ・ **受付時間は原則として24時間365日**。ただし、地域の医療機関等との連携、民間事業者への委託など、地域の実情に応じた適切な体制の整備による実質的に24時間、365日相談を担保できれば、**平日夜間・休日みの運用も可(消防庁にご相談ください。)**

## (3) 導入に必要な主な準備(導入まで概ね6ヶ月必要)

### ① 運営形態の決定

- ・ 各自治体独自にコールセンター設置or民間コールセンターに委託(実施団体は概ね半々)
- ・ 常駐医師又は電話等で常時相談対応が可能な医師、相談看護師、受付員/オペレーター、監督員 等で構成

### ② 受付電話回線数の決定

### ③ 電気通信事業者等との協議(#7119の設定)

### ④ 消防本部、医療関係者、社会福祉関係者などと連携し、医療機関案内等の相談システム体制(プロトコル)の構築

### ⑤ 住民の方々への広報

※ 消防庁作成の「**事業導入・運営の手引き**」「**外部委託時の標準的な仕様書(例)**」をご活用ください

## (4) 事業費(人口170万人の県の場合)

- ・ **初期コスト: 約1,100万円**
- ・ **運営費: 約830万円(/年)**
- ※ 市町村負担を求める場合には人口で按分している例あり

## (5) 国の財政支援

- ・ **初期コスト: 消防防災施設整備費補助金(補助率1/3)**  
**防災対策事業債(充当率75%、交付税措置率30%)**
- ・ **運営費: 特別交付税(措置率0.5 財政力補正なし)で都道府県・市町村に措置**

## (6) 実施団体の相談件数(令和2年度実績)

- ・ **全国で133.5万件(人口100万人あたり年間平均2.2万件)**
- ※ 下記も参照

## (7) 消防庁によるアドバイザー派遣

- ・ 未実施自治体からの要請に応じて、**医師・看護師・実施団体職員などのアドバイザーを派遣(無料)**し、導入に必要な事項等を助言

ご不明な点等あれば、総務省消防庁救急企画室(Tel03-5253-7529)までお気軽にご相談ください。

### 【実施地域における取組実績】

○東京都(H19年6月1日より運用開始)

	計	内 訳			
		救急相談			医療機関案内
		救急要請 しなかったもの	救急要請 したもの	小 計	
R2年	約36万件	約19万件	約3万件	約22万件	約14万件
R3年	約36万件	約20万件	約4万件	約24万件	約12万件

(「東京消防庁令和3年救急活動の現況」より抜粋)  
(参考)R2年中の東京消防庁管内の救急出動件数:約72万件

○大阪府(H21年10月1日より大阪市内、H22年12月1日より大阪府内全域で運用開始)

	計	内 訳			
		救急相談			医療機関案内
		救急要請 しなかったもの	救急要請 したもの	小 計	
R2年	約22万件	約11万件	約0.8万件	約12万件	約10万件
R3年	約23万件	約12万件	約0.9万件	約13万件	約10万件

(「令和3年救急安心センターおおさか年報」より抜粋)  
(参考)R2年中の大阪府内の救急出動件数:約55万件

救急相談のうち「救急要請しなかったもの」の事例のうち一定割合は、#7119により、119番通報への集中を回避できた効果があったと推測される

## 4. 地方公共団体の災害対応能力の強化



【施策の概要】【地方財政措置】

- 自治体は、指定避難所における避難者の良好な生活環境の確保に努めることが求められる。
- 社会福祉法人・学校法人が行う指定避難所における避難者の生活環境改善に係る施設整備に対して、自治体が支出する補助金を、令和5年度から新たに緊急防災・減災事業債の対象とし、取組を支援する。

【事業イメージ】



空調整備



トイレ



授乳室



Wi-Fi

<【新規】緊急防災・減災事業債の活用>

自治体が支出する  
補助金に充当  
(充当率 100%)

(交付税算入率 70%)

社会福祉法人・学校法人負担

(対象事業)

トイレ、更衣室、授乳室、シャワー、空調、Wi-Fi、バリアフリー化、換気扇、洗面所、男女別の専用室、非接触対応設備、発熱者専用室、避難者のための居室や備蓄倉庫の改造・改築等、固定式間仕切り、感染防止用備蓄倉庫等の整備

【留意事項(助言内容、スケジュール等)】

- 社会福祉法人・学校法人が行う指定避難所の生活環境改善のための取組への支援について、緊急防災・減災事業債が活用可能であるので、関係部局及び関係団体が連携し、取組を進めていただきたい。
- 関係部局及び関係団体が連携し、民間施設も含めた指定避難所の一層の指定に取り組みたい。

## 個別避難計画の作成

○高齢者や障害者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画

○これまで取組指針<sup>(※)</sup>で作成を促してきたが、災害対策基本法の改正(R3年5月)により、市町村長は、個別避難計画を作成するよう努めなければならないものとされた。

(※)避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 平成25年8月 内閣府(防災担当)

**対象者** ○高齢者や障害者などのうち自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者

**作成** ○市町村が作成に努める(努力義務)ものとし、福祉専門職など関係者と連携して計画を作成  
 ※地域における災害被害の想定や本人の心身の状況などを踏まえ、優先度が高い方から計画を作成  
 ※個別避難計画は、避難行動要支援者本人の同意を得て作成

**個別避難計画の作成に要する経費について、地方交付税で措置**

**記載内容** (氏名、住所等のほか) ○避難支援等を実施する者 ○避難先 等

**個別避難計画の避難支援等関係者<sup>(※)</sup>などへの提供**

(※) 避難支援等関係者:消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など

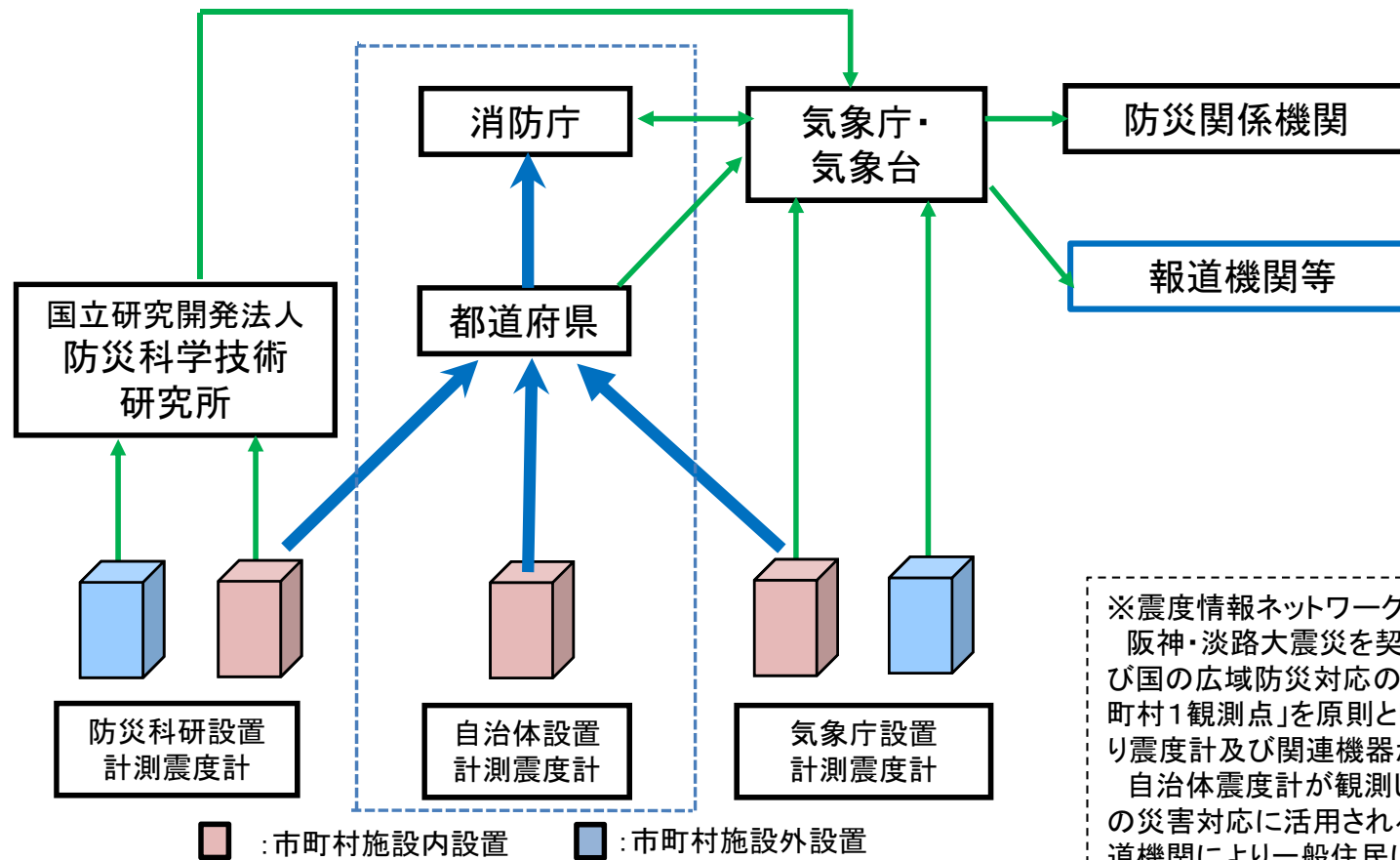
○適切な避難支援等が実施されるよう、個別避難計画情報を避難支援等関係者などに提供

○平時は、条例に特別の定めがある場合又は避難行動要支援者本人等の同意がある場合に提供し、災害時は本人の同意を要しない



【施策の概要】【地方財政措置】

○震度情報ネットワークシステムの維持管理経費について、震度情報の送信に使用されているISDN回線が令和6年以降順次終了することから、これまで普通交付税措置されている維持管理費用のうち、**通信回線使用料について、光回線への移行や機能強化のための多重回線化に伴う増額分を踏まえ、地方交付税措置を拡充予定。**



※震度情報ネットワークシステムの概要  
 阪神・淡路大震災を契機に、自治体の初動対応及び国の広域防災対応の迅速化を図るため、「1市区町村1観測点」を原則として、消防庁の補助事業により震度計及び関連機器が整備されたもの。  
 自治体震度計が観測した震度情報は、自治体・国の災害対応に活用されるほか、気象庁を通じて、報道機関により一般住民に公表されている。

【留意事項(助言内容、スケジュール等)】

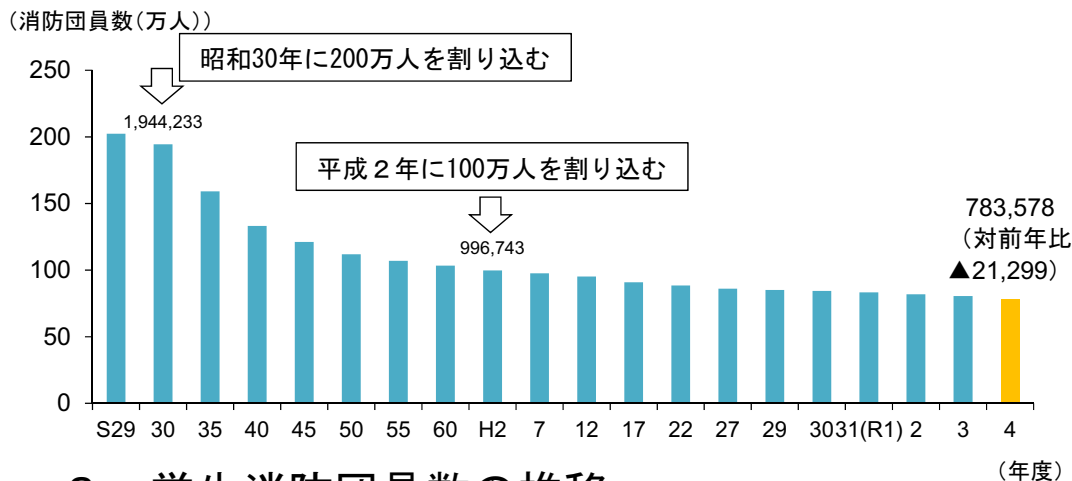
○ 震度情報を迅速に伝達する体制を維持するため、適切に震度情報ネットワークシステムの維持管理を図られたい。

## 5. 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

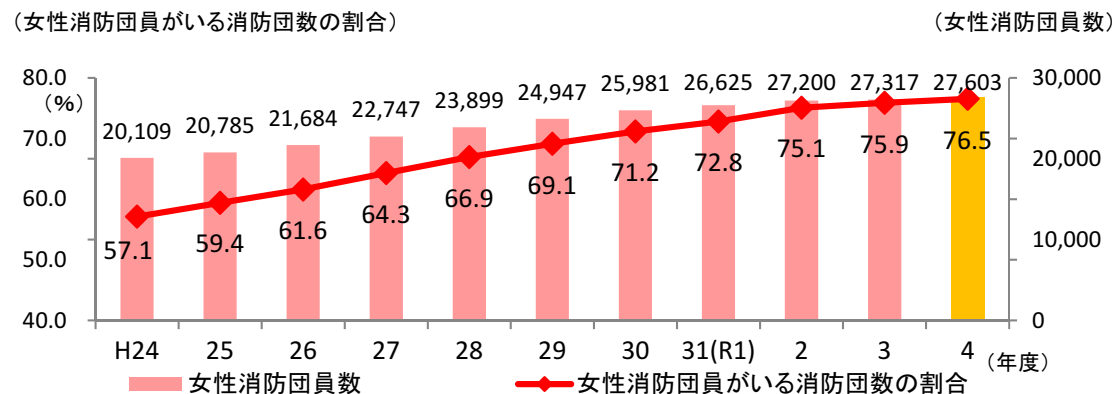
# 消防団の現状①

- R4.4.1時点の消防団員数は783,578人 (▲21,299人 (▲2.6%)。入団者数：33,445人、退団者数：54,744人)
- 重点的に取り組んできた女性団員、学生団員および機能別団員については増加傾向。
  - ・ 女性団員 27,603人 (+286人 (+1.0%)) ※ 女性団員がいる消防団数は1,681団 (+13団)
  - ・ 学生団員 5,706人 (+319人 (+5.9%)) ※ 学生団員がいる消防団数は695団 (+27団)
  - ・ 機能別団員 32,118人 (+2,747人 (+9.4%)) ※ 機能別団員制度は665市町村で導入済 (+49市町村)

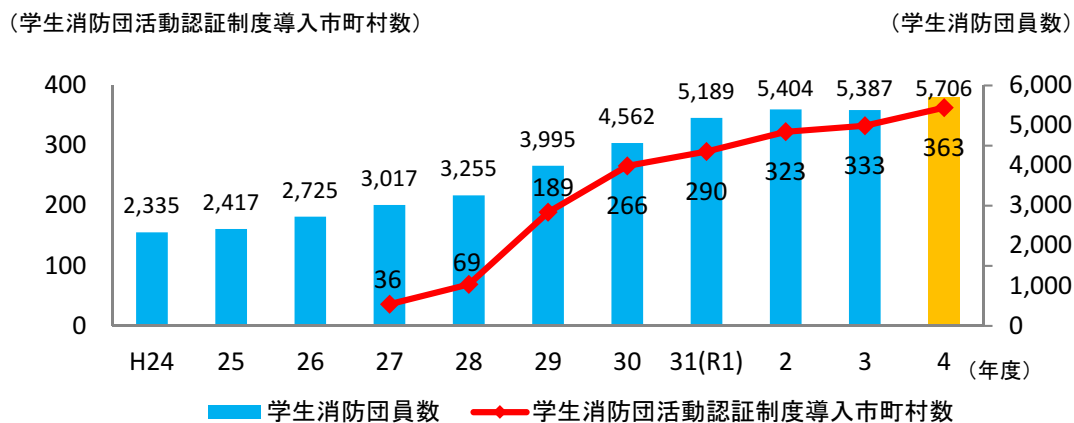
## 1 消防団員数の推移



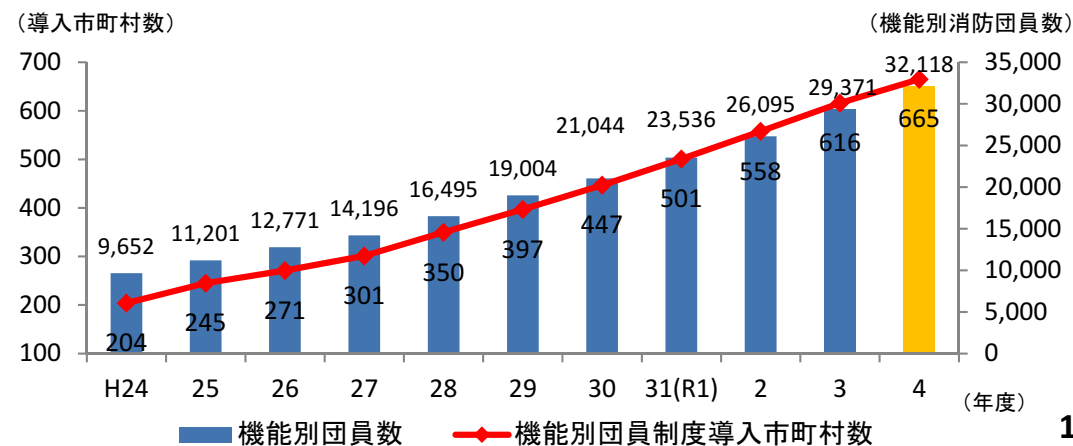
## 2 女性消防団員数の推移



## 3 学生消防団員数の推移



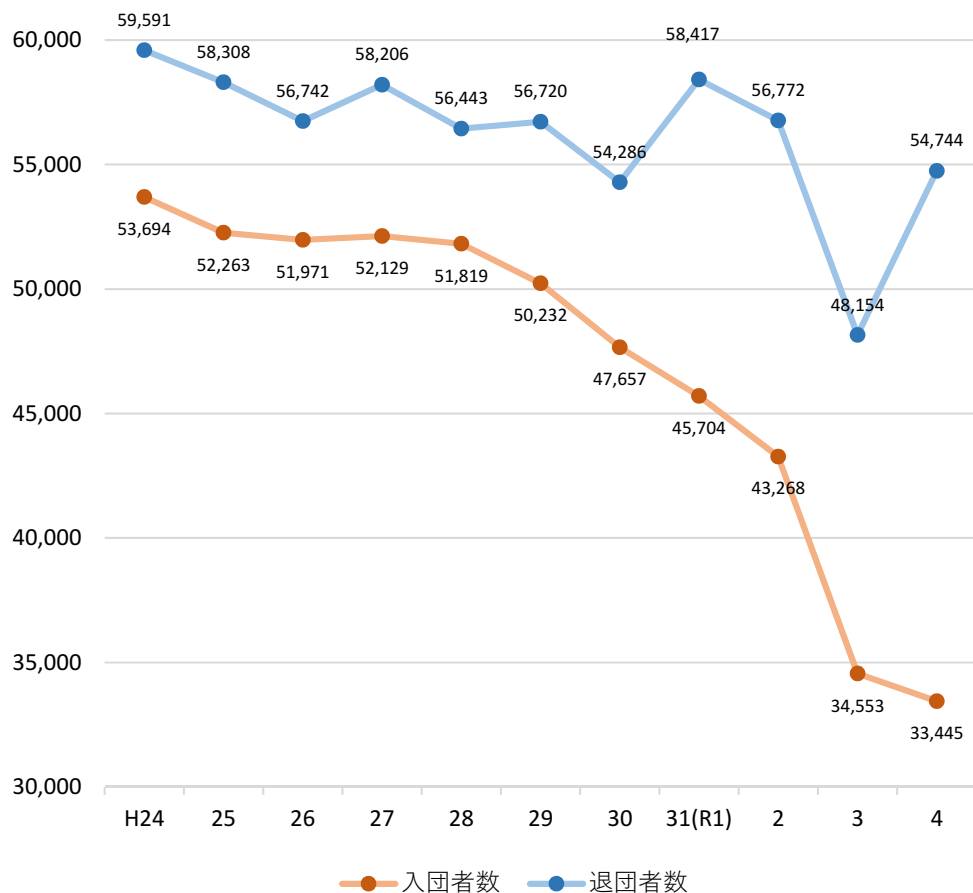
## 4 機能別消防団員数の推移



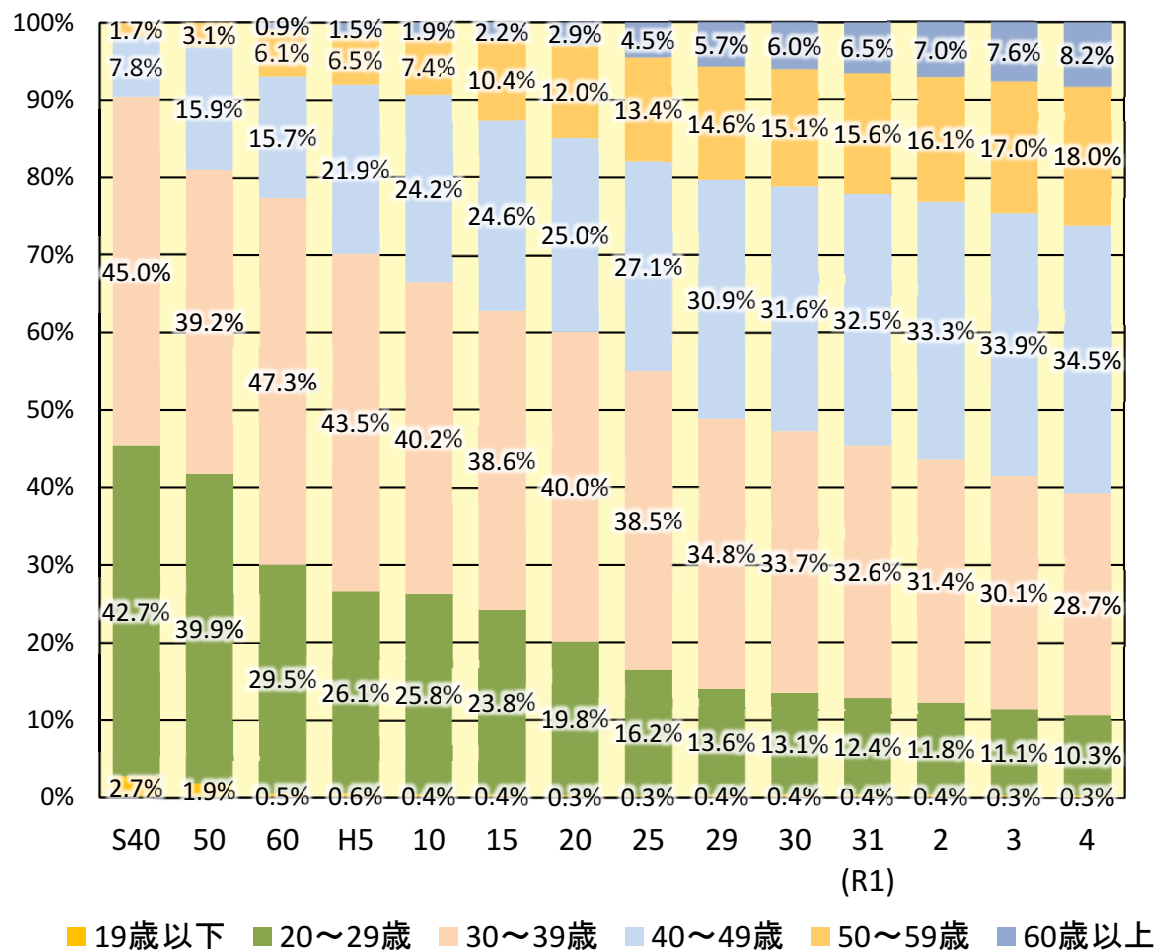
# 消防団の現状②

- R3に比べて消防団員数が大幅に減少している理由は、退団者数が増加し、入団者数が減少傾向にあること。 (下図①)
- 年齢階層別に消防団員数を見ると、若年層の団員構成率が減少しており、30代以下は4割程度(39.3%)にとどまる。 (下図②)

①入団者数及び退団者数の推移



②年齢階層別消防団員数の推移

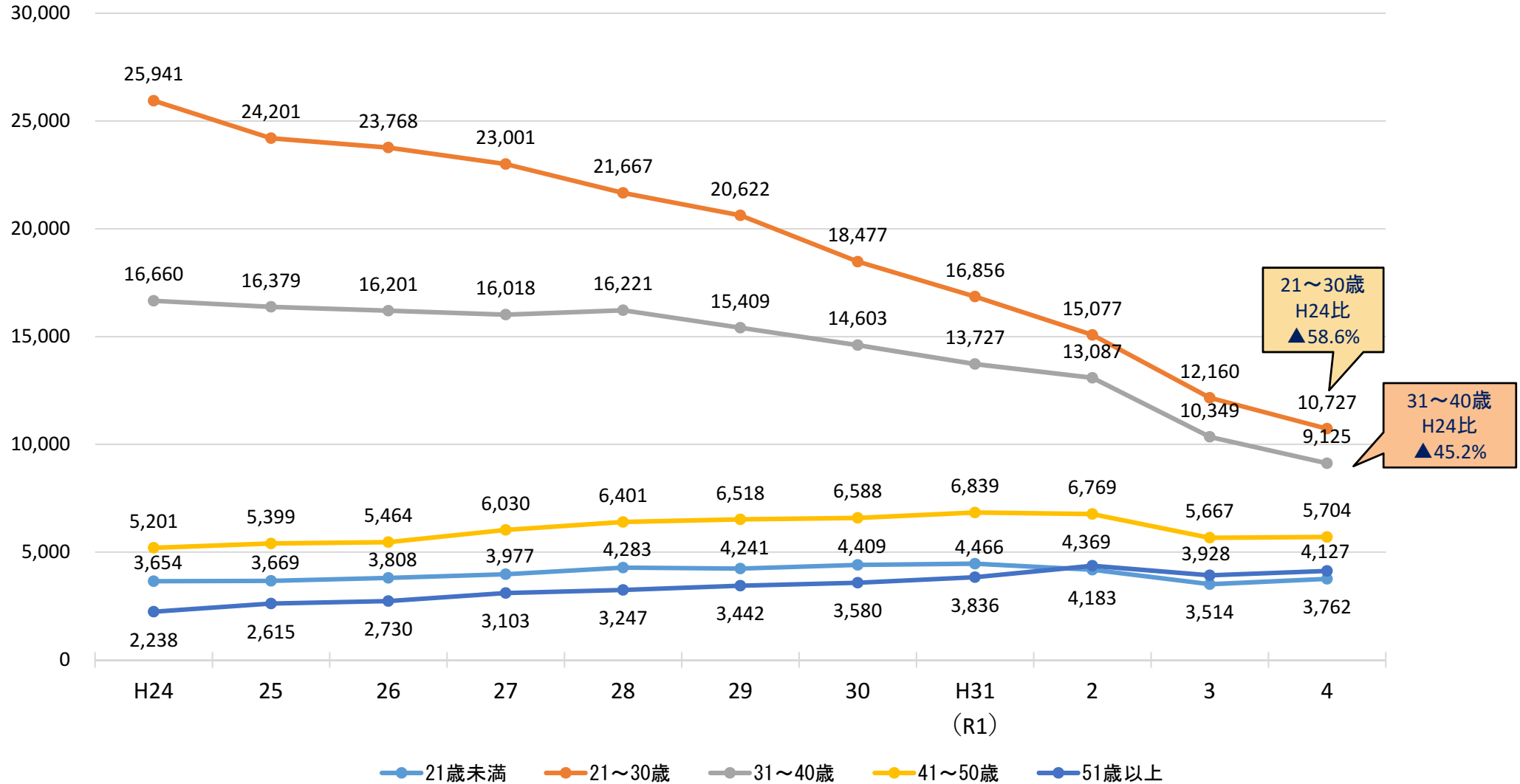




# 消防団の現状③

- 年齢階層別に入団者数を見ると、**若年層（20歳代、30歳代）の入団者数**は、**減少傾向**にある。一方で、**40歳代及び51歳以上の入団者数**は、一定の水準で推移している。

年齢階層別入団者数の推移



# 地域防災力の中核となる消防団の充実強化に向けた取組事項について（概要）

（令和4年12月23日付け消防地第635号消防庁長官通知）

- 令和4年4月1日現在で、消防団員数は783,578人（前年度より21,299人減）と、初めて80万人を下回る危機的な状況。
- 特に若年層の入団者数の減少が著しいため、報酬等の処遇改善や、女性・学生・被用者を含む幅広い住民の入団促進により、消防団員の確保に努める必要があることから、今後、地方公共団体において、スピード感を持って、特に重点的に取り組んでいただきたい事項をまとめたもの。

## 1. 報酬等の処遇改善

- ・ 総務省消防庁において「非常勤消防団員の報酬等の基準」（令和3年4月13日付け消防地第171号）を定め、各市町村が負担する消防団員の報酬等に係る財政需要を的確に反映するよう、地方交付税措置の見直しを行ったところ、**令和4年4月1日時点で、基準を満たす市町村が約7割**となった。
- ・ いまだ**処遇改善に対応できていない市町村においては、遅くとも今年度末までに対応**すること。
- ・ 報酬等の直接支給については、「消防団員に直接支給される報酬等に係る不適切な取扱いについて」（令和4年8月9日付け消防地第471号）により通知しているとおり、**基準の趣旨を逸脱する不適切な取扱いを把握した場合は、早急に是正**すること。

## 2. 幅広い住民の入団促進

- ① 消防団の入団促進広報の実施
  - ・ 各都道府県・市町村においても、引き続き総務省消防庁と連携した広報の実施及び**若年層の加入促進に向け、SNSやYouTube等を活用した広報を実施**すること。
  - ・ **オンライン加入フォームの整備を検討**すること。
- ② 女性の入団促進
  - ・ 第5次男女共同参画基本計画において、**女性消防団員の割合について10%を目標としつつ、令和8年度末まで当面5%とする目標**を掲げている。
  - ・ 女性消防団員の割合が、5%に満たない消防団においては早急に5%以上となるよう、また5%を超えている団体においては10%以上となるよう引き続き取り組むこと。
  - ・ 特に、**女性消防団員がいない消防団を所管する市町村においては、今年度中に女性が入団するよう取り組む**こと。
- ③ 学生の入団促進
  - ・ 学生消防団員をさらに増加させるため、学生消防団活動認証制度や消防団協力事業所として大学等を認定するなど、既存制度の活用を進めること。
  - ・ 学生の入団促進施策の推進に当たっては、**市町村と大学等の事務局とが連携することが有効であると考えられることから、積極的に推進**すること。
  - ・ **高校生についても、学業との両立に留意しつつ、地域の実情に応じて機能別分団等への入団や少年消防クラブへの加入**について積極的に検討すること。
- ④ 機能別団員・機能別分団の活用
  - ・ 機能別団員・機能別分団を**未導入の市町村にあつては**、全国の他の事例を参考に基本団員の確保と併せて、積極的に**導入に向けて検討**すること。
- ⑤ 被用者の入団促進
  - ・ 都道府県及び市町村にあつては、**市町村消防団協力事業所に対する総合評価方式における加点等の優遇策の創設等に取り組む**こと。
  - ・ 協力事業所と連携した機能別団員・機能別分団の創設、例えば協力事業所の従業員を機能別団員とすることや協力事業所分団の創設なども積極的に検討すること。
  - ・ さらに、地域社会と緊密な関係を持つ**日本郵便株式会社と連携した消防団への入団促進についても積極的に検討**すること。

## 3. 地域防災力の充実強化に向けた新たな取組

- ① 消防団員・自主防災組織員等による防災教育の推進
  - ・ 消防団活動に対する理解、ひいては将来の地域防災力の担い手を育成するためにも有効であることから、消防団員等が参画する体験的・実践的な防災教育の推進に取り組むよう依頼している。
  - ・ 今年度、**消防団員等が参画する防災教育が未実施である市町村においては、来年度積極的に取り組む**こと。
- ② 「消防団の力向上モデル事業」の実施
  - ・ 社会環境の変化に対応した消防団運営の促進が必要であることを踏まえ、地方公共団体や消防団の創意工夫を促すため、令和5年度も全額国費による「消防団の力向上モデル事業」を引き続き実施する。
  - ・ 特に、令和5年度は、事業の**上限額を1事業当たり500万円に増額することから、予算規模の大きな事業についても積極的に実施を検討**すること。
- ③ 「自主防災組織等活性化推進事業」の実施
  - ・ 地域防災力の充実強化のためには、自主防災組織等の活性化も不可欠であることから、地方公共団体が行う自主防災組織等の活性化に関する施策を支援するため、**令和5年度から全額国費による「自主防災組織等活性化推進事業」を実施**する。
  - ・ **自主防災組織等をより活性化させるための取組が幅広く対象となるので、本事業の積極的な活用を検討**すること。
- ④ 消防団活動におけるドローンの活用
  - ・ 令和4年度からドローンも消防団設備整備費補助金の対象とするとともに、**令和5年度から「消防団災害対応高度化推進事業」を実施**する。
  - ・ 市町村においては、こうした事業を活用し、**消防団におけるドローンの導入を検討するとともに、導入した消防団における操縦技能の習得を進める**こと。
- ⑤ 消防団の装備等の充実
  - ・ 消防団の所有する**資機材について、点検整備及び取扱訓練を徹底**すること。
  - ・ 救助用資機材等を搭載した多機能消防車の無償貸付事業等を活用し、**災害対応能力の向上に向けた教育訓練を実施**すること。
  - ・ 準中型自動車免許の取得助成など、**消防団員の活動環境の整備に努める**こと。17

# 「消防団員の報酬等の基準の策定等について」のポイント (令和3年4月13日付消防庁長官通知)

○ 「消防団員の処遇等に関する検討会」中間報告を踏まえ、消防団員の処遇改善を推進するため発出するもの

## ① 「非常勤消防団員の報酬等の基準」の制定

### 【基準の内容】

#### 1. 報酬の種類

年額報酬と出動報酬の2種類とする。ただし、地域の実情に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。

#### 2. 報酬の額

※以下の基準を踏まえ、市町村が条例で定める。

○年額報酬の額は、「団員」階級の者については36,500円を標準額とする。

「団員」より上位の階級にある者等については、業務の負荷や職責等を勘案して、標準額と均衡のとれた額とする。

○出動報酬の額は、災害（水火災・地震等）に関する出動については1日あたり8,000円を標準額とする。

災害以外の出動については、出動の態様や業務の負荷、活動時間等を勘案して、標準額と均衡のとれた額とする。

#### 3. 費用弁償

上記に掲げる報酬のほか、団員の出動に係る費用弁償については、交通費として支払うものを別途措置する。

#### 4. 支給方法

報酬・費用弁償とも、団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。

## ② その他(適切な予算措置、留意事項等)

○ 団員個人に対し直接支給すべき経費（報酬等）と、団・分団の運営に必要な経費（維持管理費等）は適切に区別し、各市町村において適切に予算措置すべきであること。

○ ①の基準は令和4年4月1日から適用するため、それまでに、各市町村において消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。

○ ①の基準を定めることとあわせ、条例(例)を改正するので、各市町村の条例改正にあたり参考にされたいこと。

○ 出動報酬の創設等に伴う課税関係については、国税庁と協議の上、消防庁から通知。

○ 地方財政措置については、令和4年度から、①の基準等を踏まえて見直しを実施。

# 消防団員の報酬等に係る地方財政措置

## 消防団員の報酬等の処遇改善

### 令和3年度まで

#### 1. 年額報酬

年々、改善傾向にはあるものの、36,500円以上を支払っている団体はR2.4.1時点で約28%（492団体）

#### 2. 出動手当

費用弁償という位置づけであり、支給額は各市町村によって様々

### 令和4年度以降

※「消防団員の報酬等の基準」を令和4年度から適用

#### 1. 年額報酬

「団員」階級の者については、**年額36,500円**を標準額とする

#### 2. 出動報酬

災害に関する出動については、**1日あたり8,000円**を標準額とする

## 地方財政措置の見直し

※普交＝普通交付税、特交＝特別交付税

### 令和3年度まで

#### 1. 年額報酬

○普交：**人口に基づく**標準的な団員数に応じた額  
《地方交付税単価：「団員」階級36,500円/年》

○特交：上記の団員数の2倍超の団員がいる団体に、  
決算額と上記普交措置額との差額の0.5を措置

《課題》 実際の団員数が標準的な団員数より多い市町村は、報酬単価を標準額に引き上げると財政負担が過重となってしまう。

#### 2. 出動手当

○普交：人口に基づく標準的な団員数に応じた額  
《地方交付税単価：7,000円/回》

○特交：なし

### 令和4年度以降

#### 1. 年額報酬等※1

○普交：**標準額支払団員数**（年額報酬支払総額（団員数×単価）を36,500円で除した数）に応じた額が、人口に基づく標準的な団員数に応じた額の**0.5倍～2倍**の団体については、**当該標準額支払団員数に応じた額**

※1 **被服費等についても標準額支払団員数に応じて普交措置**

※2 2倍超の団体については2倍超の部分を下記の特交で措置

※3 0.5倍を最低保障（5年間の激変緩和措置を講じR4は0.9倍を措置）

○特交：標準額支払団員数に応じた額が人口に基づく標準的な団員数に応じた額の2倍を超える部分に係る経費について、上記普交措置額との差額の0.5を措置

#### 2. 出動報酬

○普交：訓練等に係る出動について従前どおり措置

○特交：災害に係る出動について**実績に応じた額**を措置

# 消防団員の処遇改善に係る対応状況（令和4年4月28日公表）

(R4.4.1時点)

都道府県	団体数	年額報酬		出動報酬		直接支給			
		36,500円以上 団体数	割合	8,000円以上 団体数	割合	年額報酬		出動報酬	
						対応 団体数	割合	対応 団体数	割合
北海道	179	164	91.6%	179	100.0%	173	96.6%	173	96.6%
青森県	40	23	57.5%	28	70.0%	17	42.5%	18	45.0%
岩手県	33	15	45.5%	15	45.5%	16	48.5%	18	54.5%
宮城県	35	32	91.4%	34	97.1%	35	100.0%	35	100.0%
秋田県	25	7	28.0%	11	44.0%	16	64.0%	15	60.0%
山形県	35	13	37.1%	11	31.4%	28	80.0%	25	71.4%
福島県	59	42	71.2%	42	71.2%	39	66.1%	38	64.4%
茨城県	44	18	40.9%	19	43.2%	27	61.4%	22	50.0%
栃木県	25	25	100.0%	18	72.0%	20	80.0%	19	76.0%
群馬県	35	26	74.3%	11	31.4%	21	60.0%	15	42.9%
埼玉県	63	63	100.0%	35	55.6%	60	95.2%	57	90.5%
千葉県	54	26	48.1%	31	57.4%	37	68.5%	33	61.1%
東京都	40	36	90.0%	15	37.5%	36	90.0%	34	85.0%
神奈川県	33	31	93.9%	29	87.9%	33	100.0%	32	97.0%
新潟県	30	15	50.0%	17	56.7%	20	66.7%	18	60.0%
富山県	15	15	100.0%	15	100.0%	15	100.0%	15	100.0%
石川県	19	19	100.0%	19	100.0%	17	89.5%	18	94.7%
福井県	18	1	5.6%	3	16.7%	18	100.0%	18	100.0%
山梨県	27	1	3.7%	1	3.7%	17	63.0%	14	51.9%
長野県	77	38	49.4%	40	51.9%	44	57.1%	41	53.2%
岐阜県	42	37	88.1%	41	97.6%	42	100.0%	42	100.0%
静岡県	35	28	80.0%	25	71.4%	32	91.4%	28	80.0%
愛知県	54	43	79.6%	35	64.8%	46	85.2%	47	87.0%
三重県	29	21	72.4%	24	82.8%	21	72.4%	21	72.4%

都道府県	団体数	年額報酬		出動報酬		直接支給			
		36,500円以上 団体数	割合	8,000円以上 団体数	割合	年額報酬		出動報酬	
						対応 団体数	割合	対応 団体数	割合
滋賀県	19	12	63.2%	12	63.2%	18	94.7%	18	94.7%
京都府	26	22	84.6%	20	76.9%	16	61.5%	17	65.4%
大阪府	43	37	86.0%	35	81.4%	35	81.4%	35	81.4%
兵庫県	41	11	26.8%	12	29.3%	34	82.9%	28	68.3%
奈良県	39	25	64.1%	8	20.5%	23	59.0%	18	46.2%
和歌山県	30	19	63.3%	25	83.3%	23	76.7%	21	70.0%
鳥取県	19	16	84.2%	12	63.2%	9	47.4%	8	42.1%
島根県	19	7	36.8%	7	36.8%	8	42.1%	7	36.8%
岡山県	27	8	29.6%	6	22.2%	13	48.1%	10	37.0%
広島県	23	12	52.2%	15	65.2%	17	73.9%	17	73.9%
山口県	19	13	68.4%	13	68.4%	10	52.6%	10	52.6%
徳島県	24	3	12.5%	4	16.7%	2	8.3%	2	8.3%
香川県	17	16	94.1%	16	94.1%	12	70.6%	12	70.6%
愛媛県	20	20	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	20	100.0%
高知県	34	28	82.4%	23	67.6%	20	58.8%	20	58.8%
福岡県	60	43	71.7%	37	61.7%	37	61.7%	36	60.0%
佐賀県	20	2	10.0%	2	10.0%	6	30.0%	5	25.0%
長崎県	21	21	100.0%	20	95.2%	13	61.9%	15	71.4%
熊本県	45	38	84.4%	37	82.2%	23	51.1%	27	60.0%
大分県	18	5	27.8%	6	33.3%	15	83.3%	14	77.8%
宮崎県	26	22	84.6%	20	76.9%	11	42.3%	13	50.0%
鹿児島県	43	43	100.0%	41	95.3%	38	88.4%	39	90.7%
沖縄県	41	26	63.4%	24	58.5%	41	100.0%	41	100.0%
<b>(参考)全国計</b>	<b>1,720</b>	<b>1,188</b>	<b>69.1%</b>	<b>1,113</b>	<b>64.7%</b>	<b>1,274</b>	<b>74.1%</b>	<b>1,229</b>	<b>71.5%</b>

# 消防団員に直接支給される報酬等に係る不適切な取扱いについて

消防地第471号

令和4年8月9日

各都道府県消防防災主管部局長 殿

消防庁国民保護・防災部地域防災室長

## 消防団員に直接支給される報酬等に係る不適切な取扱いについて

総務省消防庁では、消防団員の確保に向け、「消防団員の報酬等の基準」（令和3年4月13日付け消防庁長官通知。以下「基準」という。）を策定し、地方公共団体と連携しながら消防団員の処遇改善に取り組んでいるところです。この基準には、報酬等の団員個人への直接支給もその内容に含まれているところであり、「消防団員の処遇改善に係る対応状況調査の結果等について」（令和4年4月28日付け消防庁国民保護・防災部地域防災室長通知）において、消防団や分団の運営に必要な公務上の経費に充てるため、一旦団員個人へ直接支給された報酬の全部又は一部を消防団や分団に支払うよう求めるようなことは、その趣旨を逸脱するものであり、早急に是正するよう通知したところです。

報酬等の団員個人への直接支給が未対応の市町村（消防団を所管する一部事務組合及び広域連合を含む。）においては、是正に向けた取組みを進めていただいているものと承知していますが、この点に関して、改めて言うまでもなく、消防団の幹部が、団員の預金通帳・キャッシュカード・届出印等（以下「通帳等」という。）を預かり、預金を引き出す行為は、基準の趣旨を大きく逸脱するものです。

各市区町村におかれましては、管内の消防団でこうした行為が行われていないか確認いただき、万が一こうした行為を把握した場合には、直ちに是正していただきますようお願いいたします。

なお、こうした行為のうち、他人になりすまして銀行等との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けることを目的として通帳等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受ける行為については、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第28条第1項の規定に抵触するおそれがあるものですので、申し添えます。

さらに、消防団における懇親会の会費等を目的とした集金については、消防団の運営は団員の総意に基づいて行われるべきものであり、まずは団員全体で議論していただくようお願いいたします。

貴職におかれましては、本通知の趣旨を把握の上、城内の市区町村に対して、本通知を周知していただくようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言であることを申し添えます。

### 【連絡先】

総務省消防庁国民保護・防災部地域防災室

青野、高田、野崎、早川

TEL: 03-5253-7561

E-mail: syobodan@ml.soumu.go.jp

# 若年層、被用者など幅広い住民の入団促進

## 消防団加入促進キャンペーン

- 若年層が興味を持つようなタレント等を起用した加入促進キャンペーン広報を実施（毎年1月～3月）
- これらをYouTubeや電車内ビジョン等、若者が触れるような媒体で広報し、消防団に対する若者の関心を惹起

R4年度キャンペーンの例

〈消防団員入団促進ポスター〉

〈消防団員入団促進動画〉



- 各都道府県、市町村においてもこれらのポスター等を活用してもらい、**新年度に向けた加入促進を実施**

## オンラインを活用した加入促進

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、多くの団体において消防団への加入促進活動が停滞したことを踏まえ、コロナ禍においても活用可能な**オンラインによる加入方法等**について周知

〈東京消防庁の例〉

スマートフォン等のインターネット環境を通じて、時間を気にせずいつでも簡単に入団のエントリーができる手法を構築



## 機能別消防団・分団の充実

- 多様な形で消防団活動に参加できるよう、大規模災害のみの活動や、火災予防・広報活動のみに従事するなどの機能別消防団・分団の創設を要請

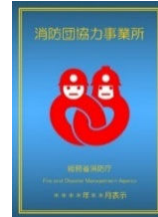


## 企業・大学等への働きかけ

- 被用者や学生等の加入促進に向け、総務省消防庁・都道府県・市町村それぞれが**企業・大学等を訪問**し、消防団協力事業所への参画や学生消防団認証制度の普及等、消防団活動への理解・協力を要請

〈総務省消防庁消防団協力事業所(次のすべてを充足)〉

- ・市町村消防団協力事業所の認定を受けていること
- ・消防団員が従業員の概ね1割以上いること(最低5人以上)
- ・消防団活動への配慮に関して内規等に定めていること等



消防庁マーク(ゴールドマーク)

〈学生消防団活動認証状〉

〇〇市(町村) 学生消防団活動認証状

〇〇〇様

あなたは、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたので、その功績を認証いたします。  
(活動内容)

令和〇〇年〇月〇日

〇〇市(町村)長 〇〇〇 印

# 地域防災力の充実強化に向けた新たな取組

## 防災教育の充実

- 幼少期から防災意識を高めもらうとともに、**将来の消防団の担い手育成を行うため、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校において消防団員等が防災教育を実施**するよう文科省と連携して、地方の消防部局+教育委員会に対し働きかけ
  - ※「**第3次学校安全の推進に係る計画**」(R4.3閣議決定)に、学校等と連携した消防団員等による防災教育の推進が**明記**
  - ※**R4年度カリキュラムの策定に間に合うよう**、R3.12に総務省消防庁から各地方公共団体の消防部局に、文科省から各地方公共団体の教育委員会や私立学校担当部局に**実施依頼済**(全国消防長会、日本消防協会からも同様の通知を発出済)

## 消防団の力向上モデル事業

- 女性・若者が入団するような消防団となるよう、各消防団・市町村の創意工夫を促すため、**全額国費によるモデル事業**(消防団の力向上モデル事業)を**R4年度に創設(R4予算2.5億円、R5予算案3.5億円)**

### <想定しているモデル事業の例>

- ・消防団DXの推進 ・免許等取得環境の整備 ・災害現場で役立つ訓練の普及
- ・企業・大学等と連携した消防団加入促進 ・子供連れでも活動できる消防団の環境づくり



## 自主防災組織等活性化推進事業

- 地方公共団体が行う自主防災組織等を活性化するための施策を、全額国費により強力に推進する「自主防災組織等活性化推進事業」を**R5年度に創設(R5予算案1億円)**

### <想定している施策の例>

- ・自主防災組織等の立ち上げ支援/担い手確保
- ・防災教育・啓発事業 ・災害対応訓練・計画策定



## 装備の充実

- 消防団の救助用資機材等に対する補助金、消防団車両の無償貸付事業を実施し、**火災以外の災害にも対応できる消防団づくり**を推進





## 6. 災害対応に資する衛星通信システムの整備推進

# 地域衛星通信ネットワークの第3世代システム

## 概要

- 「地域衛星通信ネットワーク」は、災害発生時における非常用通信手段等として国(消防庁)、都道府県、市町村等を結ぶ衛星通信ネットワーク(運営:一般財団法人自治体衛星通信機構)。
- 第2世代と比べて高性能かつ低コスト第3世代システムについて、全国の都道府県、市町村への配備を推進。

## 第2世代システムの課題

- ・ 整備・維持コストが高く、衛星通信設備の設置数が減少
- ・ 地上通信網の発展等に伴い、相対的に性能面に不満

## 第3世代システムの特徴

- ✓ 整備コストを大きく削減可能  
※第2世代システムと比べて1~2割程度
- ✓ 機器小型化による設置場所の省スペース化
- ✓ 性能面が大きく向上
  - ① 大雨による通信障害が発生しにくい
  - ② 災害現場で柔軟に設置・運用できる
  - ③ 高画質な映像を送受信できる
  - ④ データ通信による多様なアプリケーションを使用できる
  - ⑤ インターネット経由で外部システムに接続できる

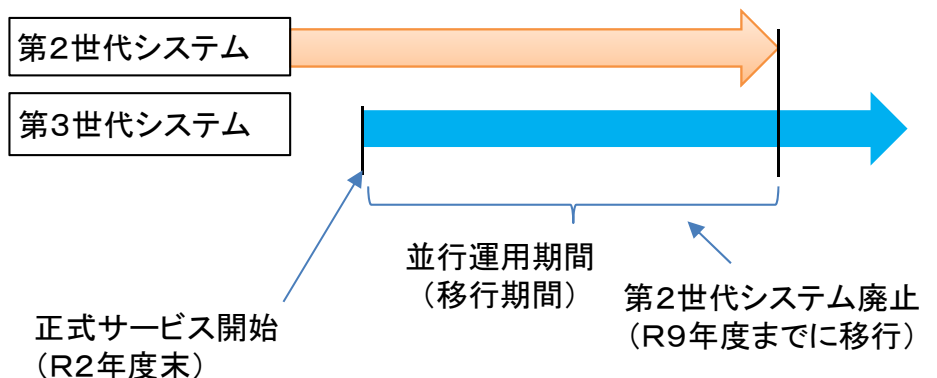
## 【参考】防災基本計画(R4年6月版)

(国・地方公共団体等は)有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、国[消防庁]、都道府県、市町村、消防本部等を通じた一体的な整備を図ること。



↑ アンテナ、室内機器ともに小型かつ低コスト

## 【移行スケジュール】



# 災害対応に資する衛星通信システムの整備推進について

○都道府県と市町村を結ぶ「都道府県防災行政無線(衛星系)」については、地上系の通信網が途絶する場合に備えたバックアップとして、災害対応に資する衛星通信システムを市町村まで空白なく整備することが必要。

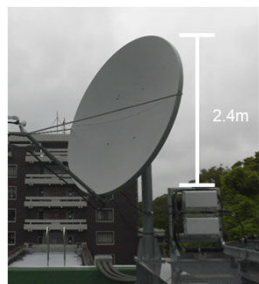
○地方財政措置を活用し、地域衛星通信ネットワークの第3世代システム等の災害対応に資する衛星通信システムについて、都道府県内の全市町村において一体的な整備を推進されたい。

## 【地方財政措置】

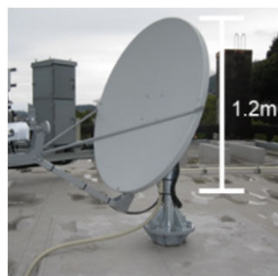
### ○緊急防災・減災事業債

- 以下の要件を全て満たす衛星通信システムについて、都道府県が管内全市町村にアンテナ等の衛星通信機器を設置し、管内全市町村とを結ぶ一体的な整備を行う場合に対象となる。
  - ①災害発生時に輻輳を回避するための専用通信網もしくは帯域保証により安定的な通信を確保できること。
  - ②災害対応を円滑に行うために画像やデータを円滑にやり取りできるだけの十分な回線容量を常に確保すること。
  - ③被害状況等に係る情報を円滑に共有するために都道府県庁と都道府県内の全市町村とを結ぶ一体的なネットワークであること。なお、消防本部や公共機関等においても合わせて一体的に整備することが望ましい。
- また、都道府県が管内全市町村に加え公共機関等へ地球局を整備する場合や、消防本部が地球局を整備する場合についても対象となる。

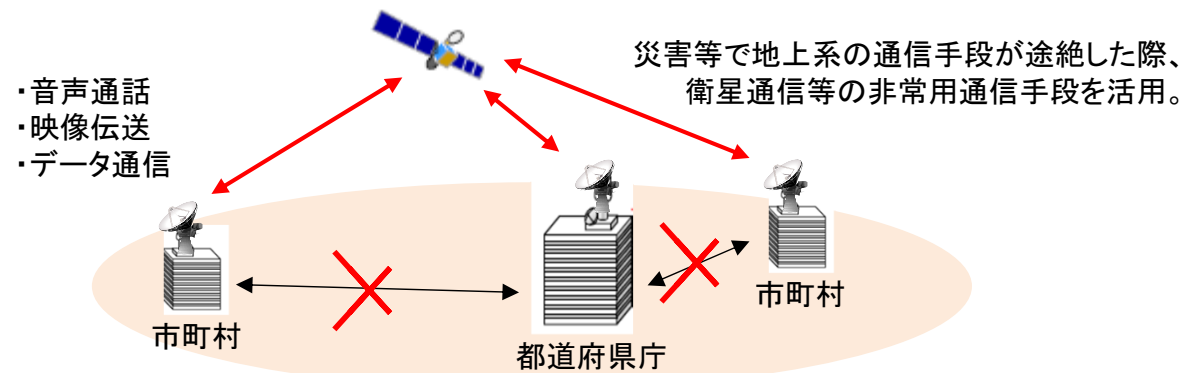
### (参考)地域衛星通信ネットワーク第3世代システム



県庁局(高知県)



市町村局(高知県宿毛市)



## 7. 消防指令システムの高度化等に向けた検討

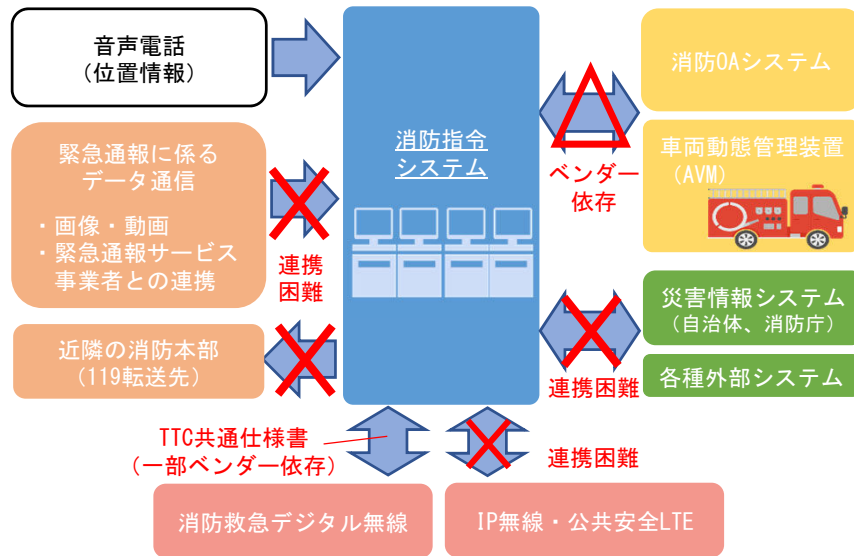


# 「消防指令システムの高度化等に向けた検討」概要

## 【概要】

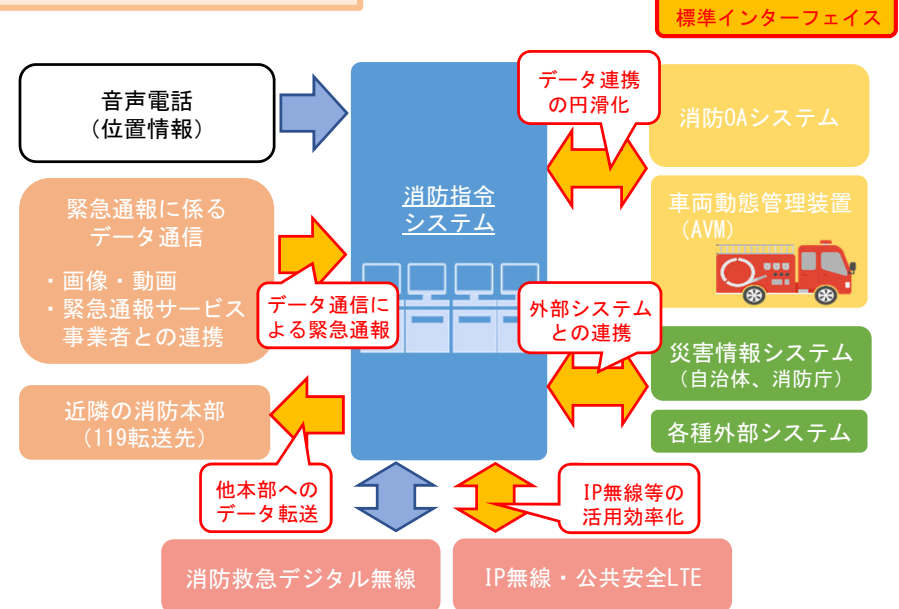
- 各消防本部で今後予定される消防指令システムの更新にあわせ、119番通報について、音声にとどまらず画像、動画、データ等の活用が可能となるよう、今後のシステムに求められる機能を検討し、システムの試作、他システムとのデータ連携などの実証を実施

## 【現状】



- 音声電話以外に緊急通報を受理できる手段がない。(システムとは別の端末を受理)
- 119番通報を転送する際、位置情報等のデータを転送できない。
- IP無線や公共安全LTEとの接続が困難。
- 消防OAシステムやAVMとの接続に関してベンダーロックインが発生。
- 消防庁等が整備する外部システムとの連携が困難。

## 【検討後】 ※令和6年度以降



- データ通信による緊急通報を実現。
- 119番通報を転送する際、位置情報等のデータを転送可能。
- IP無線や公共安全LTEと消防救急無線を音声接続して一体的に運用。
- 消防OAシステムやAVMのベンダーロックインを解消しデータ連携が円滑化。
- 消防庁等の外部システムとの連携が可能。(別途、ネットワーク構築が必須)

## 【留意事項】

- 緊急通報に係る標準インターフェイスに関する標準仕様書を、令和5年度末までに策定し公開する予定であり、指令システムの更新の際には参考としていただきたい。
- 標準仕様書のほか、セキュリティに関するガイドラインやシステム調達に係る調達仕様書のひな形等、有用文書の公開も行う予定であり、各本部で参考としていただきたい。

## 8. 海外への中古消防車両の寄贈

# 海外への中古消防車両の寄贈

国内で更新対象となった消防車両等（例：ポンプ車、化学自動車、救急車）の海外寄贈は、開発途上国の災害対応能力等の向上に寄与するだけでなく、**我が国の「顔の見える国際協力」として極めて効果の大きい事業**であり、国際貢献・国際交流の拡大の観点からもその拡大が期待されています。

これらのことを踏まえ、立法府からも本件をより一層充実させるよう要請があるとともに、**消防庁では、外務省、日本消防協会、日本外交協会と連携して、消防車両等の海外寄贈の更なる拡大に向けて、その取り組みを強化してまいります。各消防本部におかれましても、これまで以上に、寄贈要請に応じて頂きますよう、お願いします。**（令和4年10月12日付け消防参第232号 各都道府県消防防災主管部長宛）

なお、近年の寄贈実績を含む中古消防車両の海外寄贈に関する情報を消防庁ホームページに掲載しています。  
<https://www.fdma.go.jp/about/organization/post-8.html>

## 【寄贈実績】

	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
日本消防協会	48	40	52	50	23	35
日本外交協会	54	19	56	58	45	50
その他	33	22	46	61	71	63
合計(台)	<b>135</b>	<b>81</b>	<b>154</b>	<b>169</b>	<b>139</b>	<b>148</b>

## 【寄贈先と寄贈元】（過去5年）

〔アジア 18カ国、中南米 12カ国、  
アフリカ 16カ国、オセアニア 8カ国〕

156消防本部、75消防団からの寄贈

## 【具体例】

### ベトナムへの消防車両寄贈（平成31年1月）

・日本消防協会を通じて水槽付き消防ポンプ車4台、消防ポンプ車6台の合計10台を寄贈。

・車両寄贈に併せて日本消防協会から3名、東京消防庁から2名が現地にて同国の消防吏員に対する技術指導を実施。（ODA資金を活



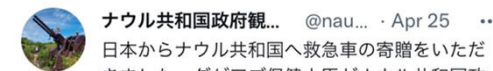
技術指導研修修了証を授与された研修生



訓練の様子(車両取扱い説明)

### ナウルでの救急車寄贈（感謝のSNS）

・救急車の寄贈を受け、感謝の気持ちを政府のSNSを通じて発信



ナウル共和国政府観... @nau... · Apr 25 ...  
日本からナウル共和国へ救急車の寄贈をいただきました。ダゲアゴ保健大臣がナウル共和国政府を代表して受領をさせていただきました ●

元々は埼玉県川口市で使われていた車両だそうです。今回の贈呈はナウル共和国国内でも大きく報道されております。ありがとうございます ●



## 9. 避難実施要領のパターン作成の促進

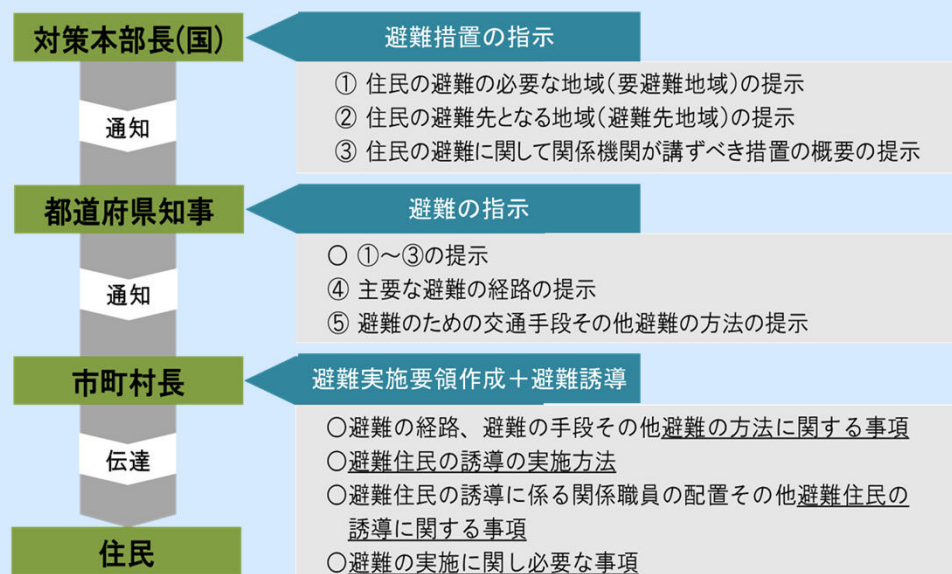


# 「避難実施要領」と「避難実施要領のパターン」とは

避難実施要領とは、国民保護事案が発生した場合、様々な関係機関が、共通の認識のもとで住民の避難オペレーションを円滑に行えるよう、避難経路や避難手段、関係職員配置等について市町村が作成するもの。(根拠: 国民保護法第61条)

- 市町村は、(中略)消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。(国民保護基本指針(H17.3.25 閣議決定))

## 〈住民避難に関する調整の流れ〉



実際の事案発生時において、直ちに避難実施要領を作成する暇がないため、ひな型として避難実施要領のパターンをあらかじめ作成

### 〈パターン作成の付随的効果〉

- 記載内容や作成手順について習熟するための機会
- 関係機関とのネットワーク構築、各部局・機関の役割等に係る認識共有の機会
- 施設等周辺の状況確認(居住人口、避難施設・避難経路等)

# 「避難実施要領のパターン」の作成状況（都道府県別）

令和4年4月1日現在

		市区町村数	作成市町村数			市区町村数	作成市町村数
1	北海道	179	124	25	滋賀県	19	8
2	青森県	40	16	26	京都府	26	8
3	岩手県	33	14	27	大阪府	43	21
4	宮城県	35	13	28	兵庫県	41	41
5	秋田県	25	17	29	奈良県	39	39
6	山形県	35	31	30	和歌山県	30	9
7	福島県	59	36	31	鳥取県	19	12
8	茨城県	44	44	32	島根県	19	14
9	栃木県	25	25	33	岡山県	27	27
10	群馬県	35	12	34	広島県	23	13
11	埼玉県	63	29	35	山口県	19	19
12	千葉県	54	33	36	徳島県	24	23
13	東京都	62	33	37	香川県	17	17
14	神奈川県	33	21	38	愛媛県	20	20
15	新潟県	30	13	39	高知県	34	26
16	富山県	15	12	40	福岡県	60	44
17	石川県	19	19	41	佐賀県	20	16
18	福井県	17	17	42	長崎県	21	21
19	山梨県	27	14	43	熊本県	45	45
20	長野県	77	52	44	大分県	18	12
21	岐阜県	42	42	45	宮崎県	26	26
22	静岡県	35	16	46	鹿児島県	43	43
23	愛知県	54	33	47	沖縄県	41	8
24	三重県	29	29	合計		1741	1207

※各都道府県からの報告に基づき作成

※作成率 69%(1,207/1,741)(小数点以下は四捨五入)